

第 227 回：年末調整

令和 5 年も残りわずかとなりました。これから年末にかけて、どんどん忙しくなる時期ですが、同時に「年末調整」の時期でもあります。

今回は、年末調整が必要な理由、注意点について取り上げます。

■ 年末調整はなぜ必要？

年末調整は、1 月から 12 月まで給与から天引きしてきた所得税（源泉所得税）の合計額と、本来支払うべき年間の所得税の金額を比較し、その差額を徴収または還付し、精算する業務のことをいいます。

給与支給者（会社、個人事業主）は、給与を支払う際に「源泉徴収税額表」に基づいて所得税を給与から天引きして預かり、従業員（納税者本人）に代わって納付することになっています。

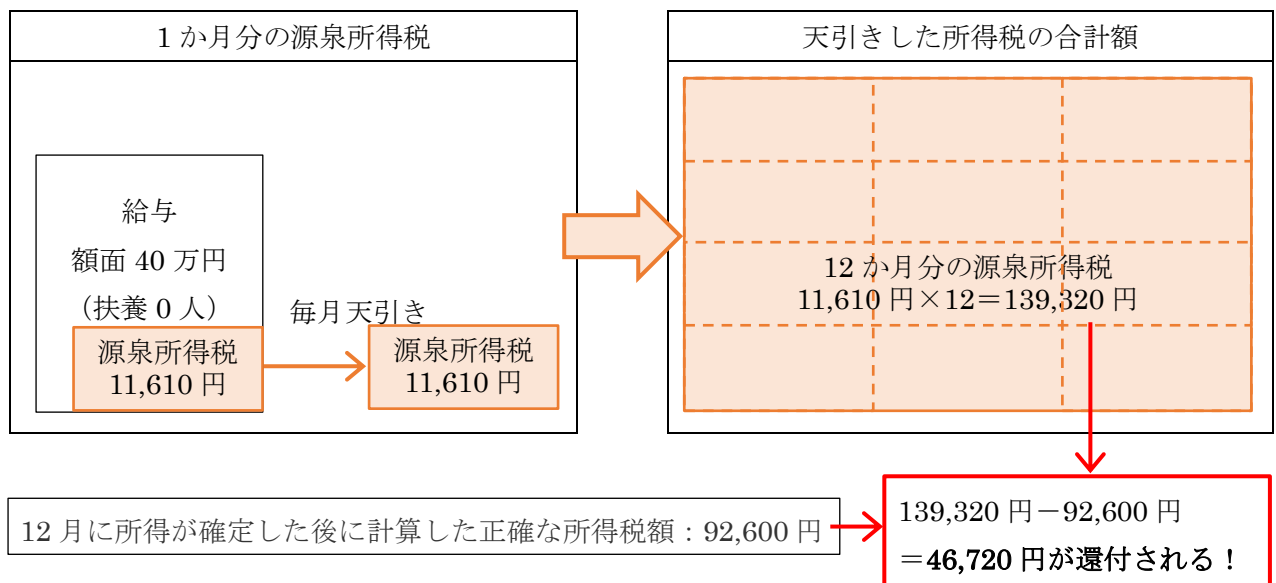
しかし、毎月の給与から天引きしている所得税はあくまでも概算の金額であり、天引きした所得税の合計額と、12 月に所得が確定した後に計算した正確な所得税額とに過不足（差額）が生じます。

そのため、天引きしすぎた所得税を還付するか、不足分を徴収する必要があります。

「天引きした所得税の合計額」と「正確な所得税額」が一致しない理由には、様々なケースがありますが、主に下記(1)～(3)の影響が挙げられます。

- (1) 1 年の途中で給与の額が変動した場合
- (2) 1 年の途中で扶養の数が増減した場合
- (3) 月々の源泉徴収では考慮していない配偶者特別控除、生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除等を年末調整で考慮した場合

◆ 例えば、月収 40 万円の男性が、12 月末に結婚した場合



■ 年末調整の注意点（確定申告が必要な場合）

年末調整は、原則として年末に在籍している従業員全員について行いますが、以下の条件に該当する方は3月15日までに確定申告をする必要があります。

- ① 本年中の給与が2,000万円を超える方
- ② 2か所以上から給与の支払いを受けている方

また、以下の控除については年末調整では対応できないため、確定申告をすることで還付を受けることができます。

- ◆ 災害、盗難により住宅や家財に損失を受けた場合（雑損控除）
- ◆ 支払った医療費が10万円未満か本年中の所得金額の5%相当額かのいずれか低い金額を超える場合（医療費控除）
- ◆ 令和5年中に一定の要件を満たす物件を購入し、住宅ローンを組まれた場合
（住宅借入金等特別控除 ※初年度に確定申告をすれば、2年目からは年末調整で控除可能。）
- ◆ 特定の団体に寄付をした場合（寄付金控除）

年末調整で正確な所得額・所得税額を計算することで所得税が低くなり、還付される事例はたくさんあります。また、住民税は前年の所得から計算するため、年末調整は住民税にも影響があります。（所得が少なくなれば、住民税額も少なくなります。）

正確な所得額・所得税額を計算するため、生命保険料・地震保険料の控除証明書や、社会保険料の控除証明書など、手続きに必要な書類は無くさないよう大切に保管し、年末調整の書類と一緒に提出しましょう。

ご質問や詳しい内容については、当事務所までお気軽にご連絡ください。